

## 清須市の現在の状況

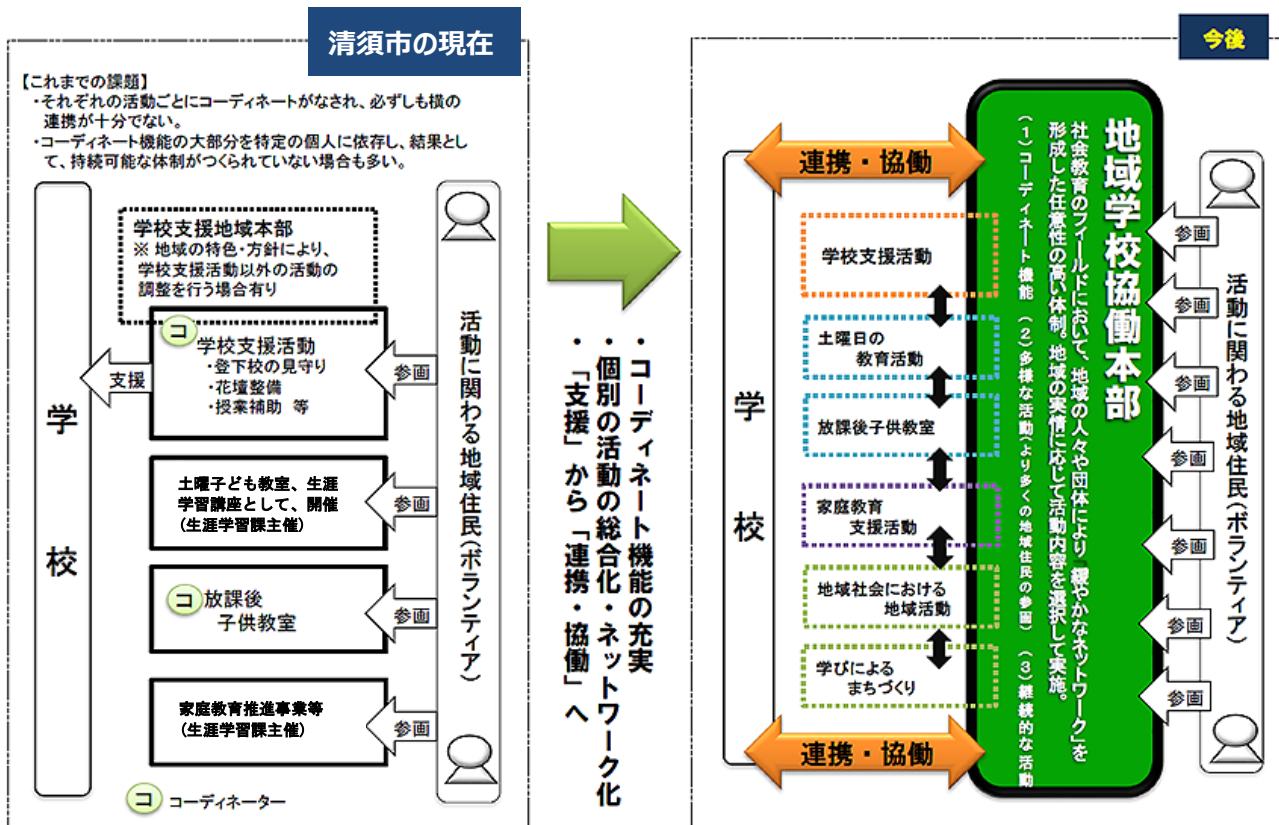
- ① 学校支援活動…学校支援地域本部事業は、13年間の実績と、統括コーディネーターを含む地域コーディネーター22名が、12小中学校すべてに配置され、学校支援ボランティア登録者も230名を超え、着実に学校支援活動をおこなっている。
- ② 土曜日の教育活動…土曜日子ども教室、生涯学習講座として、開催している。
- ③ 放課後子供教室…全8小学校にて、実施。各教室に、会計年度職員として、コーディネーター、支援員が配置されている。
- ④ 家庭教育支援活動…家庭教育推進連絡協議会の開催、家庭教育講演会、尾張地区家庭教育推進運営協議会、親子ふれあい広場(子育てネットワークカーふわふわへ委託)、家庭教育推進事業(小学校8校及び家庭教育支援チーム「チームMOMO」へ委託)、家庭の日事業等。

## 推進のための方策

それぞれの地域や学校の特色や実情を踏まえつつ、地域学校協働活動の円滑かつ効果的な推進に係る体制の整備その他の必要な施策として、以下のような施策を講じることが必要である。

- ・地域協働活動の推進に関するビジョンの明確化と計画の策定、改善に向けた取組のフォローアップ
- ・地域学校協働活動を推進するための組織体制の整備
- ・地域コーディネーター、統括的なコーディネーター等の配置、その質の向上に向けた研修やネットワーク化の促進
- ・地域学校協働活動への地域住民等の参画の促進、活動の質の向上に向けた理解促進活動
- ・地域の住民、保護者、学校関係者に対する情報提供や理解促進等

## 今後の地域における学校との協働体制（地域学校協働本部）の在り方 ～目指すべきイメージ～



## 清須市のまちづくりの基本理念・・・「安心」・「快適」・「魅力」・「連携」

「清須市第2次総合計画」の基本理念に基づき作成された「清須市教育大綱」「清須市生涯学習推進計画」のもと、「社会に開かれた教育課程」の実現に向けた基盤となる体制を構築するために、「コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）」と「地域学校協働活動」を一体的に推進することを目指します。

目指す将来像の実現に向けて、各分野で取り組むまちづくりの目標となる、7つの政策（施策の指針）

### 政策1 安全で安心に暮らせるまちをつくる

- ・ 東海豪雨災害の記憶を風化させず、教訓として将来に渡って生かしていくために、地域一体となった防災教育に重点を置きます。（防災教育の推進）

### 政策2 子育てのしやすいまちをつくる

- ・ より多くの、より幅広い層の住民が参画し、子供たちの成長を地域で担うことにより、子供たちの教育環境が充実し、より子育てしやすいまちが目指せます。（子育て支援の充実）

### 政策3 誰もが健やかにいきいきと暮らせるまちをつくる

- ・ 子供たちの成長に向けて、多くの住民が参加して地域と学校とが連携・協働していくことは、子供たちの教育環境の充実にとどまらず、地域住民の学びを起点に地域の教育力を高め、持続可能な地域社会をつくっていくことにもつながります。（生涯学習環境の充実）

### 政策4 便利で快適に暮らせるまちをつくる

- ・ 「超スマート社会（Society 5.0）」の実現に向けた技術革新が進展するなか「人生100年時代」を豊かに生きていくためには、「人づくり革命」、「生産性革命」の一環として、若年期の教育、生涯にわたる学習や能力向上が必要であり、教育を通じて生涯にわたる一人一人の「可能性」と「チャンス」を最大化することを今後の教育政策の中心に据えて取り組むことが、一人一人が活躍し、豊かで安心して、快適に暮らせるまちの実現を可能にします。

### 政策5 魅力に満ちた活力のあるまちをつくる

- ・ 清須市が守り育ててきた美濃路や清洲城、朝日遺跡などの豊かな歴史的資源は、市民共通の貴重な財産であり、その魅力を生かし、地域の伝統文化を子供たちへ継承していくことは、地域の持続・発展の芽が育つこととなります。清須市の活性化につながるのみならず、市への誇りと愛着をはぐくむ源泉となります。

### 政策6 豊かなところとからだをはぐくむまちをつくる

- ・ 市民が、休暇や余暇を利用して行う学習や、文化活動、スポーツ活動、レクリエーション活動、趣味など、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現を図り、地域住民が「学び」を通じて子供や学校と新たな関係を作り、それぞれで考え、成長していくことが期待できます。また、これらの学習については、基礎的な教育を学校の授業でも行った上で、放課後や土曜日における社会教育の場で更に発展的な活動を行うことも考えられます。これは、学校教育と社会教育の連携によって学びを深めることとなり、豊かなところとからだをはぐくむことのできるまちをつくります。

### 政策7 つながりをお大切にすまちをつくる

- ・ 学校づくりに多様な人々が集い、地域と学校が連携・協働して、地域全体で未来を担う子供たちの成長を支えていくそれぞれの活動を合わせて「地域学校協働活動」呼びます。その活動を推進する体制「地域学校協働本部」を発展させていくことが、市民参加・市民協働を推進し、つながりをお大切にすまちをつくることとなります。

## コミュニティ・スクールとは

子供たちや学校を取り巻く環境が複雑化・多様化する中、子供たちや地域の輝く未来を創るためには、「社会総掛かり」での対応、学校・家庭・地域による一体的な取組が必要では？

それを実現可能にする仕組みの一つが、**コミュニティ・スクール**です。

【 地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第 47 条の 5 】 H16 制定 、 H29 改正  
学校運営協議会の主な3つの機能

- 校長が作成する学校運営の**基本方針を承認**する
- **学校運営について**、教育委員会又は校長に**意見を述べる**ことができる
- **教職員の任用に関して**、教育委員会規則に定める事項について、教育委員会に**意見を述べる**ことができる

## コミュニティ・スクールのメリット

- ① 組織的・継続的な体制の構築 = **持続可能性**  
校長や教職員の異動があっても、学校運営協議会によって地域との組織的な連携・協働体制がそのまま継続できる「**持続可能な仕組み**」です。
- ② 当事者意識・役割分担 = **社会総掛かり**  
校長が作成する学校運営の「**基本方針の承認**」を通して、学校や地域、子供たちが抱える課題に対して関係者がみな当事者意識をもち、「**役割分担をもって連携・協働による取組**」ができます。
- ③ 目標・ビジョンを共有した「**協働**」活動  
学校運営協議会や熟議の場を通して、子供たちがどのような課題を抱えているのか、地域でどのような子供を育てていくのか、何を実現していくのかという「**目標・ビジョンを共有**」できます。

## 学校評議員から学校運営協議会への発展

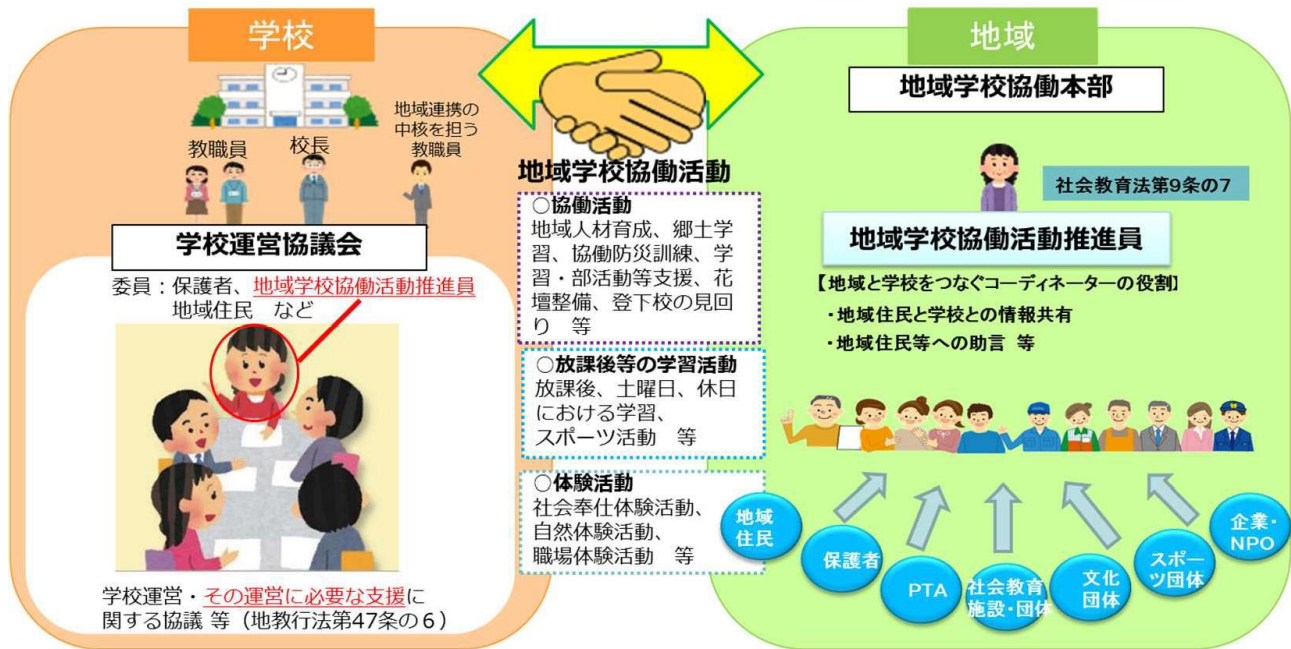
開かれた学校づくりに向けて一定の役割を果たしてきた学校評議員制度ですが、校長の求めに応じて個人的に意見を述べてきた体制から段階的に発展し、子供たちや地域の未来に向けて学校・家庭・地域が社会総掛かりで当事者意識をもって取り組めるよう、学校評議員を学校運営協議会委員として任命します。このことにより、委員は校長先生の求めに応じて意見を述べるだけでなく、一定の権限と責任をもって「合議体」として学校運営そのものに意見を述べるようになります。

## 学校評議員の仕組みから「学校運営協議会」に移行することによる主な魅力・メリット

- ・法的に位置づけられたコミュニティ・スクールにおいて、学校運営協議会委員は、学校と「**対等な立場**」で**学校運営の当事者**として協議を行うことができる立場にあります。保護者や地域住民等の意見が学校運営に反映されることで、学校運営の改善・充実が期待できます。
- ・学校・家庭・地域において、**共通の目標やビジョンを目指した取組（活動）が可能**となります。（一方的な支援にとどまらない、主体的・能動的な取組の展開）
- ・コミュニティ・スクールの機能である「校長が作成する学校運営の基本方針の承認」を通じて、校長は、保護者や地域住民等に対する**説明責任の意識が向上**するとともに、保護者や地域住民等の理解・協力を得た**風通しのよい学校運営**が可能となります。
- ・コミュニティ・スクールの場合には多様な人材の英知を結集することができるため、学校運営の改善に資するより確かな**PDCA サイクルを確立**しやすくなります。

## 学校と地域の効果的な連携・協働と社会教育法の改正について

学校運営協議会の仕組みを生かして学校と地域の効果的な連携・協働を推進していくためには、より多くのより幅広い層の地域住民団体、団体等が参画し、緩やかなネットワークを形成する「地域学校協働本部」と双方が機能することが重要です。地域学校協働活動推進員が学校運営協議会の委員になることで、学校と地域が目標やビジョンをしっかりと共有した上で、効果的に地域学校協働活動を実施することが可能になるとともに、学校と地域が「一体的」に取り組む推進体制を構築することができます。



「地域とともにある学校づくり」に向けたコミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進